

SMS 決済リンク送信サービス利用規約

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスを利用する場合のオプション機能である SMS 決済リンク送信サービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(SMS 決済リンク送信サービスに関する本サービスの内容)

第2条 SMS 決済リンク送信サービスの内容は、以下の各号のとおりとする。

(1) 管理画面の提供

甲が、インターネットを通じて、注文番号、商品名、代金等の金額、買主の氏名又は名称その他甲と買主との間の取引（インターネットを通じて申込の意思表示を受ける通信販売に限る。以下同じ）に関する PG 所定の情報及び当該買主の、ショートメッセージを受信可能な電話番号（以下「買主電話番号」という）に関する情報を PG 所定のウェブサーバへ送信すること及び当該ウェブサーバから各取引毎の SMS 決済リンク送信サービスの提供状況、決済手続の状況などに関する PG 所定の情報の提供を受けることができるように、インターネット上で PG 所定の管理画面を提供すること

(2) 決済案内ショートメッセージの発信

甲が前号の管理画面を通じて PG のウェブサーバへ前号の情報を送信してきた場合に、当該情報に基づいて、当該情報に含まれる買主電話番号へ宛てて、以下の a b 及び c の各情報を含む PG 所定のショートメッセージ（以下「決済案内ショートメッセージ」という）を発信すること

- a) 甲の名称又は屋号及び PG 所定の識別符号（ID）、注文番号、商品名、代金等の金額その他甲と当該買主との間の取引に関する PG 所定の事項に関する情報
- b) PG 所定のウェブサーバにアクセスして、インターネットを通じたデータ通信により、当該代金等の決済方法の指定に関する情報及び当該決済の実行に必要な PG 所定の事項に関する情報を提供するように当該買主に促す趣旨の文章（文字情報）
- c) b) のウェブサーバにアクセスするための PG 所定の URL（当該ウェブサーバへのリンク機能を有するものに限る）

(3) 決済情報入力画面の提供

第2号 c) のリンク機能を用いて同号 b) のウェブサーバへアクセスがなされた場合に、同号 b) の情報をインターネットを通じて当該ウェブサーバへ送信することができるように、インターネット上で PG 所定の入力用画面を提供すること

(SMS 決済リンク送信サービスに関する本サービスの利用)

第3条 甲が SMS 決済リンク送信サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、SMS 決済リンク送信サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び SMS 決済リンク送信サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、SMS 決済リンク送信サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、SMS 決済リンク送信サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

2. 甲は、洗替型カード決済に関しては、SMS 決済リンク送信サービスを利用することはできない。
3. 甲は、決済案内ショートメッセージに含むこととする事項及び当該事項の内容を、PG が別途定める制限の範囲内で任意に選択し又は決定することができる。但し、決済案内ショートメッセージに係る取引と無関係な又は公序良俗に違反する事項又は内容であってはならない。

(SMS 決済リンク送信サービスの利用の対価)

第4条 甲は、SMS 決済リンク送信サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(免責に関する特則)

第5条 PG は、決済案内ショートメッセージを宛先電話番号に係る SMS サーバに到達させる義務及び買主又は甲にショートメッセージを閲覧させる義務を本利用契約によって負うものではない。PG は、これらのショートメッセージが到達すること及び買主又は甲によって閲覧されることを一切保証せず、これらのショートメッセージの不到達又は未読に関しては、それが PG の責めに帰すべき事由に基づくショートメッセージの発信未了に起因する場合を除き、いかなる責任も負わない。PG は、これらのショートメッセージを発信した後は、そのショートメッセージが宛先電話番号に係る SMS サーバに到達したか否かについて、調査し又は管理画面を通じた情報の提供その他方法の如何を問わず甲に通知し若しくは甲からの問い合わせに回答する義務を本利用契約によって負うものではない。

2. PG は、決済案内ショートメッセージが、宛先電話番号が不正確、誤り等に起因して不到達となったことを認識した場合においても、当該宛先電話番号の不正確、誤り等又は当該不到達を管理画面を通じた情報の提供その他方法の如

何を問わず甲に通知する義務を本利用契約によって負うものではない。

3. PG は、買主に決済案内ショートメッセージに含まれる PG 所定のウェブサーバへのリンク機能を活用して当該ウェブサーバにアクセスさせる義務及び一定の時期までにアクセスさせる義務のいずれも本利用契約によって負うものではない。PG は、決済案内ショートメッセージの発信後、当該アクセスがなされない場合又は一定の時期までにアクセスがなされない場合においても、その旨を管理画面を通じた情報の提供その他方法の如何を問わず甲に通知する義務を本利用契約によって負うものではない
4. 決済案内ショートメッセージの発信後の通過程における通信の輻輳、途絶などの障害（宛先電話番号に係る SMS サーバから買主又は甲への通過程における通信の輻輳、途絶などの障害を含む。）又は当該 SMS サーバの障害に起因する SMS 決済リンク送信サービスの提供遅滞又は不提供に関しては、PG は一切責任を負わない。
5. 決済案内ショートメッセージは、甲には送信されない。甲は、かかる取扱を承認し、異議、苦情等を一切述べない。
6. カード決済が指定された取引に関して、与信又は売上承認が取得された後に当該取引についての与信請求又は売上承認請求の取消処理がなされた場合においても、甲は、かかる取扱を承認し、異議、苦情等を一切述べない。

以上